

第2章

メキシコの労働・社会保障改革

国家・労働関係の視点から

畑 恵子

はじめに

1982年の債務危機を機に、メキシコの開発戦略は国家主導の輸入代替工業化政策から構造調整、新自由主義へと転換し、以後、市場原理・競争原理の導入、貿易や資本の自由化、国営企業の民営化などが進んだ。市場経済化はラテンアメリカ地域に共通する潮流である。しかし、メキシコではほかのラテンアメリカ諸国と比べても徹底した改革が行われた⁽¹⁾。

本稿が対象とするのは、1980年代末から2000年代半ばまでのサリーナス、セディージョ、フォックスの3政権である。この時期にはグローバリゼーションに適合すべく労働関係や社会保障制度においても改革が試みられた。マドリによれば、これらの改革は組織労働者全体に大きなインパクトをもつために、国営企業民営化、貿易自由化、税制改革などよりも労働運動の強い反対を受けることになる(Madrid [2003: 60-66])。確かにメキシコでも労働者の抵抗はあった。だが結集して対案を提示することもなく、最終的には政府に抑えこまれる形で妥協した。民間組織労働者の年金制度は民営化され、労働法はいまだ改正されていないものの、現実にはなし崩し的に労働関係の柔軟化が進んでいる。

労働の柔軟化は解雇や非正規雇用の増加など、就業の不安定化をもたらす。

しかし、メキシコでは失業保険の導入といった、新たなリスクに備えた社会保障制度改革はほとんど行われていない。このような法改正を経ない労働改革、労働者への一方的なリスクの押し付けは制度的革命党(PRI)体制下であったからこそ可能であったと考えられる。周知のとおり、PRIは労働運動に対して強い統制力をもち、2000年まで行政を、1997年まで立法を支配した。政府方針に拒否権をもつアクターがいないなかで、主要改革が進められたのである。

本稿の目的は2つある。ひとつはグローバリゼーションに即した労働・社会保障改革の実態を把握することであり、もうひとつは、改革過程およびその結果としての法改正の先送りやリスク補償制度の不在を、国家・労働関係の変容および労働団体再編の動きと関連付けて考察することである。

まず第1節でPRI体制下での政労使関係と最近の労働運動の変化を概観し、先行研究をサーベイする。第2節では労働法改正をめぐる論議と争点を整理して成立に至らなかった要因を検証し、第3節で現実の労働改革の手法と改革の実態を明らかにする。続く第4節では社会保障改革をグローバリゼーションと労働改革に起因するリスクとの関連において評価し、最後にメキシコ固有の国家・労働関係および労働運動のあり方が改革に及ぼした影響と、改革過程でその関係に生じた変容をまとめる。

第1節 PRI体制下の国家・労働関係

1. PRI体制とコーポラティズム

PRI体制は一般的にコーポラティズムとして捉えられるが、それはPRI体制の次のような政労使関係による。すなわち、

- ①国家主導で農民、労働者、公務員が組織され、主要な頂上団体を包摂した農民、労働、一般という3部会が党内に置かれたこと

- ②この部会構造をとおりて政府は組織的支持を固め、組織に利益分配を行ったこと
 - ③経営者団体は党外に位置していたが、政府の強いリーダーシップによって労使間の利益調整が行われてきたこと
- などである。

では、コーポラティズムはどのように定義されるのか。シュミッター (Philippe C. Schmitter) によれば、国民が以下のような特徴をもつ少数の集団に組織されている利益代表システムであり、その集団は単独の、強制的、非競争的、階層的かつ職能的に分かれたカテゴリーに組織され、政府によって形成あるいは承認され、そして選出および要求・支持の表明に関して国家の統制を受けるのと引き換えに各部門における代表権の独占を与えられる。一方、ウィアルダ (Howard J. Wiarda) はその特徴として、①強く支配的な国家、②利益集団の自由と活動の制限、③利益集団は国家システム内に、あるいはその一部として組み入れられ、集団は国家内で、あるいは国家に対してそのメンバーの利益を代表し、国家の政策遂行を支援することに責任を有する、という3点を指摘する (Adams [2004: 61-62])。

さらにコーポラティズムは国家が強い統制力をもつ国家コーポラティズムと社会集団の自発性にもとづく社会コーポラティズムに分類されるが、ウィアルダの定義およびメキシコに該当するのは前者である。要するに、国家による職能集団の統制と集団間の利益調整、および国家への支持・従属にもとづく職能団体の利益実現という交換関係がコーポラティズムの根幹にある。メキシコ・コーポラティズム体制論は1980年代以前の輸入代替工業化期のPRI体制下の政労使関係の分析に出自をもつが、1980年代以降、さらにはフォックス国民行動党 (PAN) 政権 (2000 - 2006) の政労使関係にも適用可能で、関係のあり方および変容を捉えるために有用な概念である。

2. 主要な労働団体，経営者団体

メキシコの主要な職能団体にはPRIに包摂された労働，農民，公務員・教員団体と，党外に位置する経営者団体があるが，ここでは主要労働団体，経営者団体の概要をみておきたい。

PRIの労働部会は1936年に発足したメキシコ労働者連合（CTM），石油，鉄道，電力などの基幹産業組合から，一般部会は国家公務員組合連合（FSTSE），教育労働者組合（SNTE）から構成されていた。1966年には労働団体間の対立を解消するために労働者会議（CT）が発足したが，それはPRI系の団体²⁾から構成され，今日までCTMが主導してきた。表1は1979年の主要な労働団体の加入組合数，加入者数を示す。この時点で労働団体の大半はPRI傘下であり，独立系組織は少数であった。しかし2つ留意すべき点がある。第1は，労働部会にはCTM以外にも全国センターが複数存在していたことであり，それがサリーナス政権による労働運動の分断化を可能にした。もうひとつは一般部会には労働部会よりも政府に対して大きな交渉力があることで，近年の新自由主義政策によって輸出部門の労働運動が弱まるにつれ，FSTSE，SNTEの相対的優位は高まり，両者の差は年金制度改革の結果にも反映されている。

他方，企業家はPRI党内に包摂されず，ある程度自立的であったが，PRI体制には公的・私的なチャンネルをとおして組み入れられていた。経営者団体には，全国商業会議所連合（CONCANACO），全国工業会議所連合（CONCAMIN），全国加工産業会議所（CANACINTRA），メキシコ経営者連合（COPARMEX），ヌエボ・レオン経営者機関（CPNL），メキシコ経営者会議（CMHN），経営者調整会議（CCE）³⁾などがある。1930年代後半に革命党が部会構造に改編されたときに，一定以上の資本をもつ企業にはCONCANACO，CONCAMIN，CANACINTRAへの加入が義務付けられた（畑[1993: 226-232]）。このような経緯から，上記3団体は経営者側の自発的な利益団体というよりは半ば公的機関であり，ほかの任意団体とは性格が多少異なる。1980年代以降，労働法改

表1 労働団体加入組合・加入者数(1979年)

団体	加入組合		加入者	
	(数)	(%)	(数)	(%)
CT (PRI系)	7,801	73.5	2,238,287	83.9
CTM	4,987	47.0	731,015	27.4
その他全国連合	3,708	25.5	306,729	11.6
FSTSE	68	0.7	835,534	31.3
地域・職能組合	28	0.3	6,779	0.3
国営基幹産業組合	10	0.1	358,230	13.4
独立系組合	1,021	9.6	239,279	9.0
その他	1,788	16.9	189,490	7.1
計	10,610	100.0	2,667,058	100.0

(出所) Burgess[2003: 76]

正をめぐる議論やさまざまな政労使交渉において主要な役割を果たしたのは、CCEやCOPARMEXであった。

労働団体、経営者団体は、政府(労働省STPS)を調停者とする三者協議機関、具体的には全国最低賃金委員会(CNSM)、労働調停仲裁委員会(JCAs)などを構成し、それらの委員会ではCTMが労働者代表の過半数を占めた。第2次大戦後、輸入代替工業化を推進する政府と経営者団体にとって、急激的な労働運動を抑制し独立系労組の結成を阻止することは急務であった。CTMをはじめとするPRI系労働団体はその役割の一端を担い、その見返りとして雇用と賃金増を保障され、組織労働者向けの健康保険、年金などの社会保険制度や労働者向け住宅基金(INFONAVIT)を享受した。CTMは社会保険公社(IMSS)やINFONAVITでも労働代表権を握り、今日においても、とりわけ住宅基金はCTMの重要な資源となっている(Burgess[2003: 76-78])。CTMは政治システムの一部と化しているがゆえに、その運動は官製組合主義(official unionism)、協調組合主義(sindicalismo corporativo)と呼ばれる。だが、このようなCTMの特権は政府に対する支持と相対的な従順さによって保障されたものであった。また、CTM系も含めてすべての労働組合は法的登録と

更新, ストライキの事前承認, 集団協約の承認などの義務化をとおして, その活動を労働省STPSやJCAsによって厳しく統制されてきた。

PRIと労働団体との蜜月関係は1980年代の自由化政策への転換によって変容した。国家機能の縮小にともない十分な利益分配が難しくなっただけでなく, 労働の硬直性が問題視され, 政府の自由主義改革によって労働団体の既得権益が脅かされることになったからである。さらに1992年に独立系の公共財サービス組合連合 (FESEBES) が公的登録を承認されたことにより, 新しい労働勢力が誕生した。それは経営者との協力にもとづく「新しい組合主義」を提唱する新自由主義時代の労働団体としてその後の独立系運動をリードし, 1997年には全国労働者連合 (UNT) へと発展解消した。UNTは電話労組, メキシコ国立自治大学労組, 社会保険公社労組 (SNTSS) を主力組織とする。また, その指導者エルナンデス・ファレスは電話公社民営化に際して, 組合トップとしてそれを推進し, 労組の経営参加を実現した人物である。

3. 国家・労働関係に関する先行研究

PRI体制に関する先行研究は, デラマドリ政権 (1982~88年) 以降, 労働勢力は劣勢に立ち, CTMなどの主要労働団体が政府への協力あるいは追従にまわるなかで経済自由化政策が実施されたとの見解で一致している。

ミドルブルックは, 革命後に権威主義体制の下で大衆動員と社会経済改革が実施されたことを逆説と捉え, 1920年代から1990年代初頭までの組織労働者の政治, 経済への参加を分析し, サリーナス政権 (1988~94年) においても官製労働運動がメキシコ権威主義体制への忠誠を維持し続けた点を明らかにした (Middlebrook [1995])。サパタは, デラマドリ, サリーナス両政権の国家・労働関係の変化をコーポラティズムの継続か断絶かという視点から考察し, 経済政策移行期の労組協力を挙げて, コーポラティズムは変化しながらもその本質を残していると結論づける (Zapata [1996], [1998])。また, デラガルサはフォックス政権前半までを含めて労働の柔軟化, CTMの衰退と新し

い労働運動の出現などを分析し、過去のコーポラティズムでは強大な権力をもつ大統領が中心に位置していたが、フォックス政権においては労働指導者、政府役人、企業家間の既存のネットワークに依拠する形で、コーポラティズムが存続していると指摘する(De la Garza Toledo[2004])。グレイソンも「(大きな変化があったにもかかわらず)、問題は統治のためのゲームの新しいルールがないことであり、党関連組織、NGO、非PRI系労組などはいずれも伝統的コーポラティズム構造を代替するには至っていない。また、コーポラティズム構造は弱まったとはいえ、重要な政治空間を占め続けている」(Grayson[2004:255])と述べ、デラガルサに近い見解を示す。このように先行研究はコーポラティズムの継続あるいは変容に言及しているが、具体的説明が不十分で総論的評価に終わっているとの印象を否めない。

また、労働運動に関しては、アギラールとバルガスがCTMを中心に1980年代から2000年代の流れを詳細に分析した(Aguilar y Vargas[2006])。独立系組織についての本格的な研究はまだないが、いくつかの論文がその動きに言及し(Román and Velasco[2001], Burgess[2003])、最新の動向は*Mexican Labor News and Analysis*に詳しい。労働法改正についてはサパタが1989年以降の交渉過程を検証し(Zapata[2006])、社会保障制度改革についてはグローバリゼーションと民主主義に関連づけて分析したディオ(Dion[2006])、そしてIMSS年金改革を論じたパートロノー(Bertranou[1998])の研究がある。さらにマドリは労組の統一性という観点からアルゼンチンとメキシコの労働法改正、年金改革の経緯を比較した(Madrid[2003])。

このように多くの研究蓄積があるが、労働運動および労働・社会保障改革に関する研究はどちらかといえば個別的、記述的であり、コーポラティズムの継続あるいは変容に絡めて十分に検証されているとはいえない。したがって、本稿では改革過程とその結果をコーポラティズムの枠組みで整理し直し、グローバリゼーションのなかでコーポラティズムが担った役割とその変容をより具体的に示すことを目指す。ここでは、コーポラティズムを国家(政府)と利益団体の交換関係、すなわち前者による統制と利益分配、後者に

よる支持・追従と利益実現として捉える。メキシコのコーポラティズムの様態と機能を明らかにするには、政労使関係すべてを対象とする必要がある。しかし、交換関係がもっとも鮮明に表れる政府とCTMの關係に焦点を当てて、労働・社会保障改革過程で、両者が何を獲得し何に譲歩したのかを考察する。

第2節 労働法改正をめぐる議論

1. 労働法改正の動きと争点

メキシコでは1917年憲法123条で8時間労働、組織権、スト権などが保障されている。これは制定当時、世界的にみてももっとも進歩的な内容であった。その後1931年に連邦労働法が制定され、1970年の改正を経て今日に至る。実際には法律と現実が大きく乖離し、労働者の権利がいつも法的に守られてきたわけではない。だが、経済自由化はさらなる法制の規制緩和を必要とし、経営者団体や国際機関からの圧力が強まった。表2は改正をめぐる動きをまとめたものであるが、まず政権ごとの概要をみてみよう。

サリーナスは1987年12月、まだPRIの大統領候補であったときに、労働法調査委員会を発足し法改正に意欲を示した。しかし、1989年に最初に改正案を作成したのは経営者団体のCOPARMEXであった。その提案は生産性・競争力の向上を至上命令と位置づけ、具体的には労働時間・契約期間の柔軟化、能力給の導入、技能訓練要件の削減、中小企業の雇用拡大支援、労働立法適用の地方分権化、労使対話・協力などを骨子とした。だが当時、労働省の下に政労使から構成される法改正検討委員会が設置されていたにもかかわらず、COPARMEX提案が公的議論に付されることはなかった。それは、改正に向けての明確な方針が委員会に欠けており委員会も散発的にしか開催されていなかったこと、労働団体の意見が分かれ、CTMが反対を、FESEBESが賛成を表明したこと、そして何よりも北米自由貿易協定（NAFTA）交渉の最中に

表2 労働法改正の動き

	提案者	主な内容	賛否
1989	COPARMEX	雇用の柔軟化, 能力給の導入, 労使対話など	反対 CTM 賛成 経営者団体 FESEBES
1995	PAN	雇用の柔軟化, 独立労働裁判所の設置, 組合内民主主義など	反対 CTM, FESEBES, PRI, PRD 賛成 経営者団体
1998	PRD	独立労働裁判所の設置, 労組・契約承認の簡略化など	反対 PRI, PAN
2000	UNT(PRD)	組合民主主義, 労組の自由・自立性, 労組との合意による雇用の柔軟化など	賛否は不明
2002	PAN (アバスカル法)	雇用の柔軟化, 労組活動統制, 雇用者の権利擁護, 組合民主主義など	反対 CTM, UNT 賛成 経営者団体, CT, CTMの一部労組

(出所) 筆者作成。

あった政府は労働者の支持を必要としており、労働法改正をめぐる労働団体の反発を買うことだけは避けたかったためである（Zapata [2006: 88-91]）。

1994年の金融危機のただなかに発足したセディーゴ政権は緊急政策を実施して危機の長期化を回避し、経済を回復するために労働団体の協力を必要とした。それゆえに、政府自らが労働法改正に向けて動くことはなかった。しかしOECDから「労働市場の機能を改善するために労働法、社会保障の改革が必要である」との勧告を受け、改正論議が再発した。

まず1995年に中道右派野党のPANの改革案が上院に提出された。法律家デブエンの手による同改革案はスペイン労働法の影響を受けているといわれるが、経営者の意向を強く反映した内容で、労働権の一般原則としての雇用と生産性、期限付き雇用や外国人労働者との契約の拡大、従来の労働調停仲裁委員会に代わる独立した労働裁判所の設置、週48時間から40時間への労働時間の削減、労組承認手続の簡素化、個人・企業委員会に対する団体契約権の承認、労組の透明性と組合内民主主義などが盛り込まれていた。すなわち、労働問題において政府およびPRI系労組の力を抑えること、そして労働関係

規制を緩和することに狙いがあった。これに対して独立系を除く労組は異を唱え、PRI総裁もCTM、CT支持を表明した。

中道左派野党の民主革命党（PRD）は法改正そのものは否定しないが、労働者の利益を損なうPAN案には反対した（Aguilar y Vargas [2006: 111-114]）。そしてPRDは1998年に生産性重視、スト制限といった経営者側の要請に譲歩しながら、既存の労働権にデブエン案の一部（独立した労働裁判所制度、労組・契約承認手続の簡略化など）を加えた改正案を作成した。だがこれにはPRI、PANが難色を示した（Alexander and La Botz [2003]）。このように労働法改正をめぐる議論にも、1988年頃から明確になってきたPAN、PRD、PRI 3 党間の競合関係が影を落とすことになった。

他方、労働団体の対応をみると、CTMは期限付き雇用やテスト雇用に反対し、労働調停仲裁委員会の存続、団体協約の継続、能力に年齢を加えた昇進制などを主張し、既得権益の防衛に努めた。1997年のCTMの長老フィデル・ベラスケスの死去によって改正の障害がなくなるとの予測もあったが、後継者のロドリゲス・アルカイネはあらゆる手段を講じて抵抗するとの最後通牒を發した。FESEBES（1997年からはUNT）は独立した調停機関の設置、労働者の自由な組合権を主張しており、基本的にはPANや経営者団体に近い立場にあった。しかし改正案は労組指導者たちの合意にもとづくべきであるとし、各政党が提案する偏向した改革案は拒否することを明言した（Aguilar y Vargas [2006: 115-116]）。すなわち、理由は異なるがCTM、UNTともにこの期の改革案には反対していたことになる。

サリーナス、セディージョ両政権において実際に法改正のイニシアティブをとったのは経営者団体とPANであった。それに対して政府は改正案を取り上げないことによって、あるいは見送ることによって、ほかの優先政策に対する労働団体の支持をとりつけた。すなわち、法改正は実施すべき政策課題というより、労働統制・懐柔の手段として利用されたとみるべきであろう。

だが、2000年7月の大統領選挙でPANがPRIを破ると、フォックス政権が正式に発足する前から労働法改正をめぐる論議が再燃した。一方で経営者団

体（AMERI [メキシコ投資家連絡協会]、CCE、CANACINTRA、CONCAMINなど）が雇用の柔軟化を強く求め、一方でUNTが独自の改革案を提出した。企業家寄りのPANはもとより法改正に積極的で、しかも労働相に就任したのは、経営者団体COPARMEXの会長を務めたカルロス・アバスカルであった。彼は主要な労使団体から構成される決定委員会を立ち上げ、議論を進めた。参加団体は労働側がPRI系CT（CTM、CROC、CROMなど）と独立系UNT、経営側がCOPARMEX、CONCAMIN、CONCANACOなどであった。UNTには改正案策定に積極的にかかわりたいとの思いが、CT、CTMには委員会への参加によってフォックス政権とよい関係を築きたいとの思惑があった（Aguilar y Vargas [2006: 142-146, 188-192]）。

PANの改革案は2002年12月に下院に提出された。主たる改正点は、従来のパトロンという表現を雇用者に改めること、雇用の柔軟化を進めるために就労開始時の技能訓練契約、テスト雇用契約、期限付き労働契約といった雇用形態を導入すること、労組活動をより統制できるように設立要件を厳しくすること、団体協約に制限を設け雇用者の権利を擁護すること、組合指導者選出に普通、直接、秘密投票を義務づけることなどにある（労働政策研究・研修機構 [2005]、STPS [2002]）。UNTが途中で委員会を離れたため、経営者団体とCT系労働団体が最終的な改正案に関与したことになる。だが、経営側を利するその内容からして、委員会を主導したのが経営者団体と労働省であり、労働団体の参加が形式的であったことは明白である。またUNTが三者協議を離脱した（あるいは排除された）背景には、一貫してコーポラティズムを否定してきたUNTと、労働省主導の労使間調停と労働代表の懐柔を目論む委員会の間に対立と亀裂があったことが推測できる。

UNTは2000年にPRDの支援を受けて独自の改革案を作成した。そこにはグローバルな生産システムに対応した労働モデルの近代化、労働法制度の改善、組合内民主主義、労働組織の自由・自立性の強化、コーポラティズムの解体と腐敗の根絶、組合との合意にもとづく労働の柔軟化などが盛り込まれていた（Alexander and La Botz [2003]）。このUNTのPRDへの接近は2003年下

院選挙で党の支持を得て代表権を獲得する狙いがあったといわれ、実際に UNTIは1議席を獲得した。

アバスカル法案に対する労働団体の評価は次のように分かれた。UNTIは改革には賛成だがPAN提案には反対し、CT、CTMは加入組合間で意見が異なった⁽⁴⁾。CTMは、改正案が組合内の民主化を目指し、自由な秘密投票を保障している点に難色を示した。PRI系労組ではボス支配が横行し、非民主的な運営が続いていたため⁽⁵⁾、民主化によって指導者の地位が脅かされるのは必至だったからである。そのほか、独立系で電力民営化に反対するメキシコ連合戦線(FSM)は修正に断固反対した。PRIの支持さえあれば、労働法改正は可能であったと思われる。実際にPRI系労働団体のなかに支持する声があったことを考えれば、それはありえないことではなかった。しかし、フォックス政権は労働側の反対と2003年夏の間選挙への影響を考慮して法改正を断念した(Zapata [2006: 92-95, 101], Aguilar y Vargas [2006: 193-197])。

2. 改正に至らなかった要因

政党を問わず近年の政権が労働規制の緩和と法改正の必要性を認めながら、何ゆえメキシコでは法改正が行われなかったのか。マドリはその要因として労働法改正は労働組合員全体に影響を及ぼすために強い抵抗を招くことを挙げる。だが、彼がメキシコの事例分析で強調するのは政府に従属的で主体性に欠ける労働運動の特徴であり、法改正中断の要因は説明されていない(Madrid [2003])。

また、サパタは改正の先送りをサリーナス政権の政治危機とNAFTA締結、セディージョ政権の経済危機、フォックス政権の脆弱性と関連付けて分析している(Zapata [2006])。すなわち、優先すべき政策課題のために労働の反発を招く法改正は回避されたというのである。サパタの分析で注目すべきは、磐石とはいえないフォックス政権が労働団体との対決を避けるために、PRI系労組指導者に歩み寄ったという指摘である。サパタは、フォックス政権が

2000年のUNT・PRD改革案を議論せず、最終的にUNTを改正案決定委員会から外し、2002年の改正案についても下院での審議が不十分なまま幕引きとなったことを挙げて、フォックス政権は労働運動との関係を変更して混乱を招くよりは、協調組合運動が保障する社会秩序の維持を優先したと結論づける（Zapata [2006: 100-102]）。2000年選挙直後にCTM書記長がフォックスを訪問したこと、CTMの労働法改正委員会への参加理由がPAN政権との新たな関係構築であったことも、その傍証となる。

各政権の政策課題との関連で労働法改正論争の間歇的な高まりと収束を捉えたサパタの分析は説得的である。しかし議論の帰趨に作用したのは、それだけでなく、1980年代末から2000年初めまでの時期がメキシコの政党政治にとっても労働運動にとっても大きな転換点であったことであろう。

まず、国内政治は1980年代後半にPRIの権威主義と腐敗を批判して党を離脱した勢力が左派勢力を糾合してPRDを結成し、中道右派のPANとともに勢力を伸張したことによって、1980年代末以降、メキシコ政治はPRI一極支配から三極競合へと様変わりした。それは大統領選の得票率だけでなく下院の議席数にも示される（表3）。1988年にPRIは、それまで維持してきた憲法改正に必要な3分の2議席を割り込み、1997年には過半数割れとなった。以後、どの政党も単独過半数を確保できていない。これは1997年までの議会承認は形式的、事後的であり、審議の前にすべての交渉が終了していたが、1997年以降は議会が拒否権をもつと同時に、議会工作が重要性を増したことを意味する。

一方、労働運動においても、経済自由化政策によって労働運動全体が後退しただけでなく、UNTなどの独立系団体が勢いを増し、CT、CTMが運動を独占する時代が終わった。しかし、運動再編の動きは自然発生的というよりもサリーナス政権の二面的な労働政策によって弾みがついた。市場経済への転換を図るためには、既得権の防衛に終始し不正の温床と化していたPRI系労組ではなく、新たな経済の要請に適した組合運動が必要となる。かといって、PRI系労組の支持なくして改革は遂行できない。サリーナスは一方でCT、

表3 政党別下院議席数

	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006
PRI	260	320	300	239	209	224	106
PAN	102	89	119	121	223 ¹⁾	151	206
PRD			71	125	68 ¹⁾	97	127
その他	48	41	10	15	2	28	61
計	400	500	500	500	500	500	500

(出所) Silvent[2002: 86,99,118,125],IFE (<http://www.ife.org.mx/portal/site/ife>).

(注) 1) 連合政党を含む。

CTMに労働代表としての特権的地位を認めながら、他方でCTMを抑圧的手段で抑え込み⁶⁾、さらにはほかの労働団体に接近してCTMに揺さぶりをかけた。PRI系労働団体のなかではCROC(労働者農民革命連合)に歩み寄り、独立系団体ではFESEBESを暗黙裡に支援したのである。

こうした政府の巧妙な労働分断化政策に翻弄されてCTMは抵抗を諦め、1980年代末からCTMは政府の施策を支持し、既得権の防衛に努めた。既得権には団体交渉権、社会保障などの権利、最低賃金委員会、労働調停仲裁委員会などの政府委員会における代表権や、議会における代表権も含まれる。とりわけ議員ポストは労働指導者個人に対するPRIからの報奨でもある。表4が示すように、CTMは少なくとも1997年7月の選挙までは上下両院を合わせて45～51の議席数を占めており、政府と労働指導者間の交換関係がまだ機能していたことを示している。だが、2000年の選挙でCTMは議席数を大きく減らし、それが労働団体全体の代表性低下をも招いた。

労働団体再編は加入者数にも表れている。CTM加入者数は1997年92万6500人、2000年89万6900人、2003年45万4000人と半減した。他方、独立系組合数は1986年67,1997年373,2000年469と増加し、組合員数も1986年5万2500人、93年24万8800人、1997年28万2300人、2000年110万1000人と増加し、CTMを上回る規模になっている。だがメキシコ全体の組合員数は2000年470万人、2003年373万人と減少傾向にあり、組織率(対就業者)は2000年11.9%、2003

[下院] 表4 労働団体代表の議席数

	1988	1991	1994	1997	2000	2003
CTM	34	36	39	28	11	10
CROC	14	5	5	3	1	1
CROM		2	2	3		1
その他PRI系団体	2	5				1
独立系		1				1
小計	50	50	46	35	12	17
FSTSE ¹⁾	4	9		6		4
SNTE ¹⁾	13	12			7	
その他					1	
計	67	71	46	41	20	21

[上院]

	1988	1991	1994	1997	2000	2003
CTM	11	9	12	8	4	4
CROC	1	1				
その他PRI系団体	1					
独立系	1	1				
小計	14	11	12	8	4	4
FSTSE	1	3			1	1
SNTE	1	1		2	1	1
計	16	15	12	10	6	6

(出所) Aguilar y Vargas [2006: 200-201]

(注) 1) FSTSE, SNTEはPRIの労働部会ではなく一般部会に属する。

年9.1%と下がった (Aguilar y Vargas [2006: 203-205])。

独立系労働運動の中心はUNTである。それは経営者との協力にもとづく「新しい組合主義」を標榜し、政治的独立性、組合民主主義、オルタナティブな政策提言を目的に掲げて、PRI系労組の従属性、非民主性を批判している。そのほかにもさまざまな独立系団体がある。メキシコ連合戦線(FSM)は電力労組(SME)、首都圏自治大学労組(SITUAM)、全国労働者協議会(CNT)などから構成され、政府の経済・労働政策(とくに電力民営化)に反対し、CTM、UNTに批判的である。さらに、5月1日組合調整組織(CIPM)、公務員常設調

整組織，労働者全国会議（ANT）など，かなり急進的で体制批判的な組織もある。だが，CIPMにはコミュニティ運動，市民社会組織なども含まれており（Román and Velasco [2001: 63-64]），厳密には労働団体とはいえない。また，これらは制度化された組織というよりも多様な集団，個人の集合体としての性格が強い。

このように政治的にも労働運動においても多元化が進み，圧倒的優位にあった政党，労働団体が弱体化するなかで労働法改正の議論が行われたことは，争点を複雑化し，法改革の実現をより困難にした。主な対立点は労働規制緩和の是非だけでなく，組合内民主主義，労働調停委員会の廃止と労働裁判所の設置，労働問題における政府関与の制限，労組のイニシアティブの強化などにも及んだ。

3．改正論議にみる国家・労働関係

法改正論議を概観して国家・労働関係にみられる明らかな変化は，PRI，PANを問わず政府の力が低下し，労働団体が多極化し，そして何よりも国家・労働間に利害の不一致が生じたことであろう。もちろん，1982年までの輸入代替工業化期においても政労使間に利害対立はあったが，基本的に工業化推進で一致し，労使ともに利益を拡大することができた。ところが新自由主義改革は三者間に亀裂をもたらした。政府は労働規制を緩和して，グローバルゼーションに対応した労働関係の構築を目指した。この点では企業家も一致しているが，経営者団体は政府が労働問題にできるだけ介入しないことを望み，統制力を維持したい政府と意見を異にした。また労働団体の間でも，規制緩和についてはCTM，UNTともに原則賛成だが，労働者がどのように関与するかについては意見が分かれる。グローバル化時代により適合するのは，CTMのような既存の労働運動ではなく，UNTのように新しい労働倫理をもった運動である。しかし，独立系労組は党派性と政府による統制を嫌い，自立性と労働組織のイニシアティブを主張するため，政府はそれに支持や忠誠を

期待することはできない。重要な政策課題を抱え、しかも三党競合によって基盤が揺らぎつつあるなかで、政府にとって労働団体からの支持は不可欠であった。他方、CTMは組織の地盤沈下を招く労働関係の変更を容認できないが、それに真っ向から立ち向かう力はなく、政府を支持しそこから利を得る道をとらざるをえなかった。

このように政府とCTM、政府とUNTの間に方向性や期待する役割と能力に関してズレあるいはネジレが生じるなかで、次善の策あるいは窮余の策として、政府とCTMのコーポラティズム的關係、すなわち忠誠とその見返りとしての利益実現が継続されたと考えることができる。だが、利益実現といっても賃金上昇や安定的雇用ではなく、各種委員会・議会での代表権や社会保障制度へのアクセス、団体交渉権の保持などであり、しかもその権限は徐々に削減される傾向にある。また、先に述べたように、労働法改正をめぐる議論が幾度も高揚と消沈を繰り返しいまだ実現されていないことを、CTMへの譲歩とみなすことも可能であろう。確かに支持と利益実現の交換関係ではあるが、CTMが守るのは過去の遺産にすぎず、政府もCTMに全幅の信頼を置いていたわけでない。双方がきわめて現実主義的な判断にもとづいて、短期的目的のために歩みよっただけの關係は、形骸化したコーポラティズム、あるいはその残滓とでもいうべきものであった。

労働法改正に関しては、国内経営者団体および世銀、OECDなどの国際機関からの強い圧力があり、いずれ踏み切らねばならないことは確かだが、実際には労働の柔軟化（*de facto labor flexibilization*）が進んでおり、法改正は本質の問題ではなかった。サリーナス、セディージョ両政権が改正に対して消極的であっても、フォックス政権がアバスカル法案を撤回しても、現実が法律よりも先行していたゆえに、政府は改正論争を労働団体との交渉材料として用いることができたのである。なぜ、どのようにして法改正なしで労働規制の緩和が可能であったのかは、次節で検討する。

第3節 労働改革と雇用の柔軟化

1. 労働運動の強権的抑え込み

サリーナス政権の労働政策の特徴として、ムリージョは労働省および労働調停委員会が労働法の精神に反して、付加給付や労組の権利を削減するような団体協約を承認したことを指摘する（Murillo [2001: 104-105]）。同様にデラガルサも、メキシコでは労働組合の登録、ストライキや団体協約の承認などをとおして、政治機構の一部と化していた労働団体は国家に統制されており、法制よりも不文律の慣行や交渉が両者の関係にとって重要であったとする。まず北部自動車産業に代表される輸出指向の多国籍企業において柔軟化が始まり、団体協約の変更によって技術革新や労働編成の見直しについての決定の場から労組は外されていった。もちろん労組からの頑強な抵抗はあったが、それも政府と企業家の連携の前に敗れ、結局CTMは政府との関係修復のために1987年の政労使合意に応じざるをえなかった（De la Garza Toledo[2004: 104-106, 110-112, 114-117]）。そしてその後、サリーナス、セディージョ政権をとおして繰り返し結ばれた政労使合意は、労働運動に大きな縛りをつけることになった。

また、国営企業では民営化過程において組合の抵抗が強権的に切り崩された。企業が破産宣言をすれば解雇手当を支払う必要がないことから、それを脅しに用いて労働組合を抑え込み、ストライキを非合法と判断することで労働者の解雇、警察や軍の投入、48時間以内の労働者の職場復帰を可能とした。デラマドリ政権においては「差し押さえ」(requisa) と呼ばれる憲法で認められた権限が数度にわたり行使された。それは、非常事態下で政府が労働争議に関与し、労働権・団体協約を停止し、労働者を職場に連れ戻すことができるとするものである。サリーナス政権では、先に述べたように、労働団体の分断化、反抗的な労働指導者の挿げ替え、逮捕なども行われた（Murillo[2001:

171-173]〕。

このように、労働運動を統制するための既存の法的・制度的装置、換言すればPRI体制のコーポラティズムの遺制に依拠して、多国籍企業、民営化された企業を中心に団体協約が変更され、正規雇用の削減と非正規雇用の増加、請負契約の拡大、シフト制による人員調整、大規模解雇などが可能となったのである。こうしてCTMの政府方針への追従は決定的になったが、それはセディージョ政権期のスト件数がサリーナス政権の半数以下に減少していることにも示される⁽⁷⁾。だが、1990年代になると強権的手法に代わって、新しい労働規範を労働者に受容させる試みが始まった。

2. 新しい労働文化の受容

1987年から1990年代までに政府は主要な利益団体との間で、インフレ抑制を目的とする多くの経済合意を結んだ(表5)。サパタは、経営者・労働者団体が政府目標に従ったこと、そして三者間交渉が最低賃金委員会、労働調停委員会などの形態を踏襲していることから、合意はコーポラティズムの機能継続の証左であるとする(Zapata [1998: 153])。

サリーナスは国家開発計画において政権の目標を経済回復と物価安定の実現、雇用拡大と賃金保障として、その実現のために労働者の経済再編過程への参加と生産セクター間の合意が不可欠であることを強調した(Poder Ejecutivo Federal [1989: 68])。この合意とは1987年に労働団体、経営者団体、政府の間で締結されたインフレ抑制のための「経済連帯合意(PSE)」を範とする。PSEはペソ切り下げ、緊縮政策の実施、インフレ抑制、賃上げ抑制、貿易自由化の促進などを内容とし、その結果、合意期間中の物価上昇85%に対し賃金は23%増で、実質賃金は大きく低下した。このように合意が労働者にもたらすコストは明白だったにもかかわらず、CTMが1989年の「安定・経済成長のための合意(PECE)」に応じたのは、合意によってたとえ政策決定への参加が保障されなくとも、代表権を守るための政治交渉手段としては有

表5 政労使間経済合意

PSE	経済連帯合意	1987.12.15-88.12.28
PECE	安定・経済成長のための合意	1989.01.01-92.10.19
ANEPC ¹⁾	生産性・品質向上のための国民協定	1992.5
PECE ¹⁾	安定・競争力・雇用のための合意	1992.10.20-94.08.23
PABEC	厚生・安定・成長のための合意	1994.12.21-95.03.09
AUSEE	経済危機克服のための協定	1995.03.10-95.11.30
ARE	経済回復のための協定	1995.12.01-98.02.23
不明 ¹⁾	新しい労働文化のための協定	1996.8
ACCSP	生産部門の協力と協議のための協定	1998.02.24-2000.11.30 ²⁾

(出所) Aguilar y Vargas [2006: 44-48, 101-104]から筆者作成。

(注) 1) 経済合意ではなく労働倫理に関する協定。

2) 協定はフォックス政権においても継続。ただし終了時は不明。

効であるとみなしたことによる (Aguilar y Vargas [2006: 44-47])。

ここで注目したいのは1992年5月の「生産性・品質向上のための国民協定 (ANEPC)」と、1992年10月の「安定・競争力・雇用のための合意 (PECE)」である。これらはインフレ抑制に主眼を置く経済合意とは異なり、生産性や競争力という新自由主義原則に関する労使合意である。ANEPCでは経営慣行の近代化、能力開発スキームの構築、対立克服のための労使関係強化などがうたわれた。また、1992年にCTMは金融公社 (NAFIN) とともに生産性プログラムで合意したが、その目的も生産的企業、家族的企業、労働者の技能向上にもとづく実質賃金上昇などにあった (Aguilar y Vargas [2006: 48])。だが現実には、サリーナス政権後半に賃金水準の回復がみられたものの、1994年末の金融危機によって再度、実質賃金は圧縮された。

その後も1995年前半にCTMはCANACINTRA, COPARMEXなど、さまざまな経営者団体と労働規範において合意をみた。その理由は、労働法改正の議論が高まるなか、CTMが交渉の場から外されることを懸念したことにある。当初、政府は倫理協定に関与していなかったが、経営者団体およびCTMの要請を受けて、1996年には労働省が主要団体を召集して作業部会を開催し⁽⁸⁾、8月には新しい労働文化のための協定が結ばれた。協定が求めるのは階級性

と対立の否定，連帯にもとづく共同体としての企業観，正当な報酬と雇用は能力開発をとおした生産性・競争力向上とグローバル化への適合によって実現すべきという規範である⁽⁹⁾。デラガルサはそれをキリスト教的コーポラティズムと称する（De la Garza Toledo [2004: 115]）。理由は述べられていないが，対立より調和を重んじるのはカトリック的倫理であり，その草稿を手がけた当時のCOPARMEX会長アバスカルは親カトリック的なPANの党员でもあったからであろう。

このような協定はより柔軟で生産的な労働形態の受容を労働者に促し，雇用の不安定化を常態化する新たなリスク構造をもたらした。だが，CTMは労働者にとってのマイナス面よりも，政府や経営者団体に対して労働者を代表する交渉相手としての自らの地位を維持することを優先して，協定や合意を受け入れた。メキシコで法改正なくして労働改革が可能となった要因のひとつは，このような経済合意，労働倫理合意をとおして，労働運動が大きな制約を受けただけでなく，労働団体が政府および経営者と基本方針を共有するに至ったことにあると思われる。また，その合意を可能としたのは，政府と主要な利益団体間の協議というコーポラティズムの伝統であり，PRI体制において労働者を代表してきたCTMの利権と地位に対する執着と焦りであった。だが，競争力，生産性を唯一の基準とする労働倫理は，次項でみるように，実際には雇用，賃金の改善をもたらしたわけではない。

3．労働の柔軟化と新たなリスク

1980年代にメキシコ経済は石油経済から製造業を中心とする輸出指向の産業構造へと再編され，製造業においては1994～99年に労働生産性が7.3%向上した（経済全体では3.0%）⁽¹⁰⁾。それは，技術導入，技能研修をとおした労働者の質的向上，労働強化などによるものと考えられる。また，労働者1人当たりの労働時間は同時期に26.2%増となった（Dussel Peters [2004: 125, 131]）。だがそれらは賃金にまったく反映されず，1990年代から製造業の実質平均賃

表6 失業率と賃金 (1995年の平均賃金 = 100)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
都市失業率(%)	2.7	2.8	3.4	3.7	6.2	5.5	3.7	3.2	2.5	2.2	2.5	2.7	3.3	3.8
製造業平均賃金	93.8	100.7	109.7	114.9	100.0	90.1	89.1	91.5	92.4	98.0	104.1

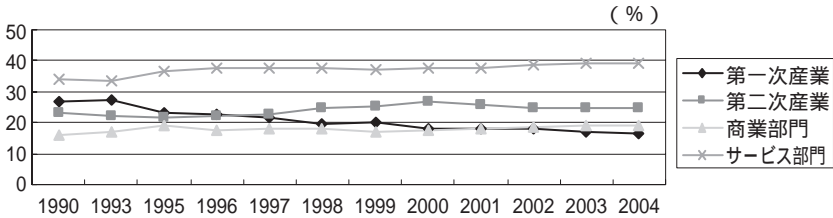
(出所) CEPAL [2000 : 250-251], [2002 : 198-199], [2005 : 260-261]

金は1993, 94年をピークに減少傾向にある(表6)。さらに長期的にみると、1994年の平均賃金ですら1970年代後半の約85%にすぎない(Dávila Capella ja [1997: 302])。

メキシコでは1990年代をとおして年間130万人が新規に労働市場に参入したが、雇用創出は平均60万件、社会保険の対象となる職にいたっては45万件以下であった。したがって、85万人はインフォーマルな市場で職を探すことになった(Dussel Peters [2004: 126])。図1は労働力吸収が主にサービス部門において行われてきたことを示すが、サービス部門は法的規制や保護を受けないインフォーマル部門と重複するところが大きい。インフォーマル部門は就労者の40%を占め、その大半は社会保障制度の外に置かれている。フォーマル部門では公的部門が民営化や公務員削減によって縮小し、民間企業でも十分な雇用創出がないために、インフォーマル部門の規模はほぼ変わらず、むしろ近年は若干拡大傾向にある(表7)。

失業率は1995, 96年を除いて2~3%台と非常に低い。しかし、それは失業の定義が緩やかなためであり、安定的雇用機会の保障を意味しない。メキシコでは、調査対象となる1週間に1時間でも働いて報酬を得た人や、その時点で職をもっていなくとも4週間以内の就労が確実な人も就労者とみなされる(INEGI)。また、失業保険がないために時間をかけて職を探す余裕はなく、大規模なインフォーマル部門が受け皿となって失業率を引き下げている。失業率は低学歴者において高いのが一般的だが、メキシコでは高卒・大卒者の割合が高く、それが失業者全体に占める比率は1991年18.5%, 1995年24.2%, 2000年36.3%, 2004年40.9%と上昇傾向にある(INEGI)。この数値は失業状

図1 産業別労働人口比率



(出所) INEGI (<http://www.inegi.gob.mx>, 2006年2月閲覧)

表7 インフォーマル部門 (非農業部門) 就業者

(%)

	インフォーマル部門								フォーマル部門					
	総計	自営業 ¹⁾			家事サービス	零細企業 ²⁾			総計	公的部門	民間企業 ³⁾			自営業
		小計	自営業	無報酬		小計	雇用者	被雇用者			小計	雇用者	被雇用者	
1990	38.8	19.4	14.7	4.7	4.5	14.9	3.5	11.5	61.2	19.2	40.3	1.0	39.3	1.6
1995	43.4	21.1	15.3	5.8	5.2	17.1	3.6	13.5	56.6	16.1	38.5	1.2	37.3	2.0
2000	39.4	18.6	14.7	3.8	3.6	17.2	3.6	13.6	60.6	14.5	44.2	1.2	43.0	1.9
2004	42.8	20.4	15.9	4.5	4.3	18.2	3.8	14.3	57.2	13.7	41.3	1.0	40.3	2.2
2005	42.6	20.0	16.1	3.9	4.6	18.1	4.1	14.0	57.4	14.6	40.6	1.0	39.6	2.2

(出所) OIT [2006] (2007年1月閲覧)

(注) 1) 弁護士, 技術者を除く。

2) 従業員5人以下。

3) 従業員6人以上。

態でいられることが「贅沢」であること,そして1990年代から高学歴者にとっての雇用機会,すなわちフォーマル部門での雇用が縮小していることを示唆している。

インフォーマル部門はフォーマル部門の短期雇用者にとっても,次の雇用までの一時的避難所になりうる。両部門は相互浸透的であり,その存在は労働の柔軟化に起因するリスクに対してある種の保険としての機能を果たしていると考えられる。

続いて,労働の柔軟化の実態を民間組織労働者を対象とするメキシコ社会保険公社(IMSS)加入者数からみてみよう。民間フォーマル部門就労者数の

増減は、表 8 が示すように、金融危機に見舞われた1995、96年および景気が停滞した2001～03年を除いて、ここ10年間は増加傾向にある。だが、正規雇用（trabajadores asegurados permanentes）の構成比が下がり、短期雇用（trabajadores asegurados eventuales）¹¹⁾ 比率が上がっている。これはレジューニの分類によれば数量的雇用の柔軟化、すなわち技術革新や需要に即応した労働者数の調整¹²⁾ である。この事実は2005年9月の大統領教書を受けて新聞各紙で大きく報じられた。それによれば、2005年1月～8月15日までのフォーマル経済の新規雇用の4分の3が短期雇用であり、しかも必要な雇用の28.7%にとどまった。これについて政府は、短期雇用は固定的、安定的雇用につながる可能性があり、企業に大きな負担をかけずに専門的技能修得を促進し、古めかしい正規契約を必要としないために組合との対立も回避されとの見解を示した（La Jornada, El Universal）。だが、雇用機会が十分でない現実をみれば、短期雇用が正規雇用につながる可能性がきわめて小さいことは明白である。

メキシコでは1995～97年と2001～04年に景気後退と回復を経験したが、この2つの時期の雇用調整の仕方は対照的である。1995年危機ではまず正規雇用、短期雇用ともに大幅に削減されたが、回復に向かった1996、97年には短期雇用だけがさらに解雇され、正規雇用は拡大した。ところが2001～03年には、正規雇用が削減される一方で短期雇用は2004年を除いて正規雇用を上回る拡大となり、新規雇用は短期雇用にシフトした。短期雇用は契約期間が30日以内と短く不安定であるが、フォーマル部門に属し、社会保障給付は保障される。だが、再就職できなければ保険料負担は重く、とりわけ年金受給には1250週もの拠出が必要となるため、被保険者資格があってもその要件を満たすのは難しい。雇用の柔軟化は社会保障へのアクセスにも制約を加えることになる。

このように、フォーマル部門においてさえも雇用が不安定となり、さらには労働生産性が向上しても労働時間が延長しても賃金に反映されないという傾向は、労働の規制緩和によって労働者が新たに直面するリスク構造として

表8 IMSS加入者数の推移

(単位:人)

	加入者総数	正規雇用者(%)	短期雇用者(%)	加入者数増減 ²⁾	正規雇用者	短期雇用者
1994	10,070,955	87.4	12.6			
1995	9,459,755	89.9	10.1	- 611,200	- 301,617	- 309,584
1996	9,699,558	90.9	9.1	239,803	313,569	- 73,765
1997	10,444,405	91.7	8.3	744,847	763,670	- 18,822
1998	11,260,996	89.2	10.8	816,591	469,266	347,324
1999	11,906,326	87.3	12.7	645,330	347,244	298,086
2000	12,606,753	86.6	13.4	700,427	518,176	182,251
2001	12,540,936	86.6	13.4	- 65,817	- 56,046	- 9,771
2002	12,435,666	86.2	13.8	- 105,270	- 131,791	26,520
2003	12,379,607	86.1	13.9	- 56,059	- 70,339	14,281
2004	12,539,343	86.0	14.0	159,736	123,824	35,912
2005	12,926,637	84.8	15.2	387,294	186,391	200,903
2006 ¹⁾	13,670,040	82.3	17.7	743,403	284,005	459,397

(出所) STPS (<http://www.stps.gob.mx>) から筆者作成(2006年11月閲覧)。

(注) 1) 2006年は1月から10月までの平均。

2) 加入者数増減の±1人の誤差は原資料のまま。

捉えることができる。次節では社会保障改革がこのような新たなリスクやニーズにどのように対応したのか、あるいは対応しなかったのかを検討する。

第4節 社会保障改革の実態と評価

1. IMSS改革の目的と経緯

グローバル化の下で社会保障制度に生じる変化として、ディオンは

- ①競争力を高めるために、社会保障制度などへの経営者負担の軽減が要求される。
- ②失業リスクが高くなるために、それに対応するさらなる社会保障が要求される。

という2つの可能性を指摘する。だが、ラテンアメリカにおいては、輸出部

門での労働組合の力の低下によって社会保障制度を支える伝統的基盤が弱まるために、②の可能性はほとんどなく、むしろ競争力強化に向けての圧力が強まり、同時に受益者(労働者)の権利保護に向けての力が弱まることによって、社会保障支出の削減が求められることになる(Dion [2006: 53-56])。メキシコでの改革はIMSSの年金部門に集中した。改革の狙いは①②というより、年金財政破綻の回避と民営化による国内貯蓄の強化であったが、その実態は①も含めて、経営者の意に沿うものであった。

メキシコの社会保障制度は民間組織労働者を対象とするIMSSと国家公務員を対象とする国家公務員社会保障公社(ISSSTE)を2つの柱としている⁽¹³⁾。当初の改革案では両機関を含む予定であったが、教員組合、公務員組合の強い抵抗によってISSSTE改革は断念され、改革はIMSSに絞られた。表9はIMSS年金改革の推移を示す。サリーナス政権期にはCT, CTMが民営化案に対して徹底抗戦したため、政府はNAFTA交渉を考慮して年金基金そのものの改革を先送りし、代わりに退職貯蓄制度(SAR)の新設を提案した。SARは年金を補完する制度で、雇用者拠出と労働者向け住宅基金(INFONAVIT)の雇用者拠出を加えた資金の運営は民間金融機関に委ねられる。労働団体はSARには同意したが、それは労働者の拠出を伴わないこと、そして当時、労働法改正論議が起きていたことによる(Burgess [2003: 84-87], Bertranou [1998: 94-101])。政府が改正に踏み切るのではないかという懸念が、労働団体をSARで譲歩させる要因となったのである。

セディージョ政権は「国家開発計画1995~2000年」において労働市場の硬直性を批判し、労働の柔軟化、規制緩和を推し進める姿勢を鮮明にした。なかでも問題視されたのは、メキシコにおける非賃金コストの高さ(社会保障コストなどは賃金コストの30%以上に該当)と労働者があるための政府・雇用者側の拠出について十分認識していない点であった(Poder Ejecutivo Federal [1995: 150-159])。

同政権の対応はすばやく、1995年には社会保険法が改正され、1997年にはIMSSの年金部門が民営化されて、賦課方式から個人ベースの積み立て方式へ

表9 IMSS年金改革年表

サリーナス政権	年金部門 ・年金基金改革失敗・退職貯蓄制度（SAR）発足
セディージョ政権	IMSS全体 ・6部門の独立化・部門間資金流用の禁止 ・連邦政府拠出率拡大と被雇用者，事業者拠出率縮小 ・社会拠出金の導入 年金部門 ・年金の民営化（複数の民間基金運営会社 Aforeへの移行） ・賦課方式から積み立て方式への移行 ・拠出期間を500週から1250週に延長 医療部門 ・自営・インフォーマル部門への加入拡大（家族のための医療保険） ・サービスの分権化
フォックス政権	IMSS全体 ・拠出を怠った事業者に対する罰則権限をIMSSに付与 ・IMSS新規雇用の制限，IMSS職員の退職年金制度の見直し 年金部門 ・Aforeに積み立てられた年金基金の20%までを海外で運用することを承認

（出所）筆者作成。

と切り替えられた。年金基金赤字の要因のひとつは拡大する医療部門に資金が流用されたことにある⁽¹⁴⁾。そのために年金部門は医療部門から分離された。セディージョ政権が民営化を急いだのは、制度再建もさることながら大規模な外資逃避が引き起こした危機への対応に追われるなかで、危機再発防止策として国内資本強化の必要性を強く意識したためであった。CTM，CROMなどの労働団体は、年金制度の将来にとって民営化は最善の手段であると判断して、今回は支持に回った。また、改革がINFONAVITに及ばなかったことも、支持するに十分な安心材料となった⁽¹⁵⁾。だが、拠出期間の延長など、労働者が支払うコストも大きかった。

フォックス政権の年金改革は、Aforeに積み立てられたIMSS年金基金の20%までを部分的海外運用の承認といった技術的修正にとどまり、ISSSTE年金についても民営化と個人口座への移行が検討されはじめたものの、労組の

抵抗によりいまだ改革は着手されていない。

年金改革による政労使の利害は次のようにまとめられる。SARの開設，年金の民営化は政府と企業家が求める国内資本市場の活性化に寄与し，拠出比率の変更（連邦政府拠出率4% 39%，事業者比率76% 52%，労働者拠出率20% 9%），とくに事業者比率の低減は企業の競争力強化に資するものであった。他方，労働者にとって年金基金の破綻が回避されたことは何よりも大きな成果であった。また，賦課方式から民間金融機関の個人口座での積み立て方式への移行，および自営・インフォーマル部門従事者へのIMSS医療保険への任意加入の拡大は，職場の異動や入職・離職の増加，正規雇用の減少という労働市場の変化により適した制度への変革を意味した。しかし，拠出期間の大幅延長（500週間 1250週間）は正規雇用者にとってさえも大きな負担であり，短期雇用者や仕事を中断しがちな女性にとっては難しい要件となった。すなわち，年金改革の一番の受益者は企業家であったといえよう。

2. 年金改革にみる国家・労働関係

IMSS改革交渉で注目すべきは，CTMの改革案がサリーナス政権期にはことごとく却下されたことである。まずCTMは事業者負担による失業基金の創設を提案した。民営化された旧国営企業や輸出産業部門で団体協約が変更され，労働者にとって解雇のリスクが深刻化していたからである。だが，提案は顧慮されることなく，いまだにメキシコには失業保険制度がない。さらに，SARの運用に関しても，CTMは労働銀行（Banco Obrero）による運営および基金配賦への労働参加を求めたが，それも認められなかった（Bertranou [1998: 94-96]）。

だが，セディージョ政権のIMSS改革ではCTMは政府および企業家寄りの姿勢を貫き，社会保障労組（SNTSS）と対立した。IMSSには政労使で構成される専門審議会が設置されており，そこに代表権をもつCTMはSNTSSとは別の視点からIMSS問題を捉えていた。CTMはSNTSSの過剰な要求による

IMSSの財政破綻を懸念し、IMSS職員の質の低いサービス提供にも強い不満をもっていたのである。さらにSNTSSがPRIを離脱して、1997年11月のUNTの発足に加わり、以後、その主要組織として独立系労働運動を展開してきたことも、CTMとSNTSSの間の確執の一因であった（Dion [2006: 68]）。

では、なぜSNTSSが改革を受け入れたのか。最大の要因はセディージョが医療部門の改革を断念したことにある。IMSS部門間の資金流用が禁じられたことは、年金部門からの赤字補填に頼ってきた医療保険部門を改革する好機であった。社会保障近代化委員会を立ち上げて検討を続けてきたCCEおよび政府は、当初の年金民営化だけでなく医療サービスの民営化まで含めた改革を構想していた（Dion [2006: 66-67]）。政府案は①財政再建と政府抛出の増加、②医療サービスの分権化、③患者が医師を選ぶ権利、④インフォーマル部門への保険制度の開放、⑤事業者がIMSS以外の機関と契約する自由の5項目から成っていた。⑤には競争原理の導入に加えて、従来、大企業では一般的だったIMSSと民間医療機関との二重加入による企業負担を減ずる目的もあった。だが、IMSS労組がとくに⑤に対して強く抵抗したため、セディージョはそれをすぐさま改正案から削除して組合に譲歩した（González Rosetti [2004: 77-78, 82]）。SNTSSは1990年代後半に25万人の加入者を擁する強大な組織であった。政府はマクロ経済への効果が小さい医療改革でIMSS労組と敵対するよりも、まずは年金改革を優先すべきであると判断したのである。

SNTSSは2004年に団体協約をめぐって、IMSS当局および専門審議会とふたたび対立した。強い交渉力を背景にIMSS労組が団体協約のなかに特権的な年金給付条件を盛り込んでいること⁽¹⁶⁾が、IMSS財政悪化の要因であるとして、社会保険法を改正しIMSSの新規雇用と退職金給付を制限しようとする動きが起きたのである。この措置に関して一部労組は独立系労組に打撃を与えるのではないかと反対したが、CTMは専門審議会のメンバーとして、IMSSがほかの労働者に損失を与えていると批判し改革を支持した。SNTSSの退職年金問題は2005年の団体協約交渉で再度、争点となり、IMSS理事長の辞任にまで発展した。だが結局、団体協約のなかで労働者出資の枠組みは変更され

たものの、年金受給条件は据え置かれ、さらに今後5,6年間に6万5000~7万人の新規雇用までもが承認されたのであった(Dion [2006: 71-73])。

このように団体協約をとおして利益実現を図るIMSS労組やISSSTE年金改革を阻んでいるSNTEなどに比べると、CTMの交渉力は限定的で、IMSS改革でCTMが得たものは、年金制度の建て直しは別にして、INFONAVITの利権とIMSS専門審議会での代表権の保持だけであったといってもよい。SNTSSやSNTEはPRIの一般部に属し、従属性を内在した労働部に比べて、以前から大きな自立性と強い交渉力をもっていた。それに加えて、教育や社会保障などは国際競争にさらされず、人員削減や民営化の対象にもなりにくい部門であったことが、その力の温存と相対的な強化につながっている。それに対して、IMSS改革からみえてくるのは、IMSS年金改革が労働者を利するか否かではなく、INFONAVIT改革や労働法改正の撤回あるいは先送りが約束されるか否かを政府改革支持の重要な基準にして、自己保身に走るCTMの姿である。しかし、たとえそうであっても、主要産業を押さえ、さまざまな政府委員会で労働を代表するCTMは政府にとって無視できない存在であり、その支持は有用であった。

3. 新しいリスク、ニーズへの補償

IMSS年金改革の目的は年金制度の破綻回避と国内金融市場の強化にあり、雇用の不安定化という新たなリスクに対応するものではなかった。年金が個人口座への積み立て方式に変更されたこと、インフォーマル部門にもIMSS医療保険への任意加入が認められたことは、流動性が高まる労働環境により適した制度への変革として捉えることもできる。だが、そもそも初期の目的はそこにあったのではない。年金改革についてはすでに述べたとおりだが、任意加入の承認も制度を維持するために、インフォーマル部門の保険料支払い能力のある階層を取り込むことを狙いとしていた。では、なぜリスク補償が考慮されなかったのか。その理由は労働運動の現状に求められよう。

1990年代からのメキシコ労働運動は劣勢に置かれながらも、独立系の台頭によって多極化の段階に入り、CTM、UNTを双壁としてさまざまな組織が固有の利益実現を図っている。多極化は争点や対立軸⁽¹⁷⁾を複雑化し、例えば部分的なものであっても共同戦略をとることを難しくする。こうしたなかにおいて、政府ともっとも近い関係を維持し、政府機関や議会に代表権をもつのはCTMである。ところがこれまで検証してきたように、CTMの関心は労働者が直面している問題というよりも、とりわけ指導者が享受してきた利権の防衛に向けられている。近年の改革においてイニシアティブをとったことのないCTMに、リスク補償に向けての行動を期待することはできない。他方、UNTは組合運動の自立性を主張しながらも、基本的には政府や経営者と新自由主義路線を共有している。しかも強い交渉力をもつ労組が多いため、団体協約のなかで個別の問題を解決できる可能性が高い。このように労働運動の現状では不安定雇用というリスクが可視化されにくく、政府が対応策を講じねばならないほどに労働者からの圧力が強いわけでもなく、しかも、インフォーマル部門が不安定雇用の緩衝機能を果たしているために、社会問題化する可能性も低い。

だが、リスクへの対応がまったくなかったわけではない。1990年代半ばから職業訓練プログラムが拡充されたが、それは競争力の向上だけでなく、雇用の安定化にも資することが期待される政策であった。セディージョ政権期には、雇用・研修・訓練全国サービス(SNECA)、失業者向け研修奨励プログラム(PROBECAT)、就業者向けプログラム(CIMO)などをおして、職業訓練の機会が提供された。SNECAは、一方で求職者に労働市場状況の情報や能力・競争力を修得する機会を与え、他方で求人中の企業を支援して、雇用の需要と供給を結びつける活動であり、PROBECATは最低賃金相当額の奨学金給付による研修制度である。政府報告によれば、1995～99年の間にSNECAによって71万人が就業し、PROBECATによって年平均52万人が研修を受けた(Poder Ejecutivo Federal [2000: 437-442])。

このようなプログラムが労働市場への参入や安定的雇用にとって重要であ

ることはいうまでもないが、その効果は限定的なものにとどまることになる。というのは、経済がグローバル化によって海外市場の影響を受けやすくなると、それに対応するために容易な雇用調整を可能とする不安定な就業形態が必要とされるからである。また、大規模なインフォーマル部門の存在によって、不安定雇用の拡大が社会問題となりにくいいため、政府が雇用安定化のために費用のかかるプログラムを拡張する可能性も小さいと考えられる。さらに、先にメキシコでは労働生産性の向上が賃金に反映されないという新たな問題が生じていることを指摘したが、それは労働者にとっては問題であっても、新自由主義政策を推進する政府や経営者にとっては当然の結果である。そしてそれを可能にしているのが不安定雇用、インフォーマル部門の存在なのである。したがって、公的プログラムはあくまでも労働者の基礎的な技能修得と社会的な不満解消を目的とする福祉政策として継続され、本格的な技術修得は企業プログラムが担っていくものと推測される。

フォックス政権においても技能研修支援プログラムなど、同様の政策が実施されたが、政権最後の大統領教書を見る限り、企業向けの研修へと重点が移っているようであり、セディージョ政権のプログラムがどのように継承されたかは不明である（Poder Ejecutivo Federal [2006]）。

おわりに

本稿では国家・労働関係および労働運動再編と関連づけて、メキシコにおける労働・社会保障改革を考察した。メキシコの改革の特異性は労働法改正に先行した労働の柔軟化と、それによって生じた新たなリスクに対する調整の不在にある。筆者の関心はその要因を探ることにあっただが、その際に注目したのは政権（PRI, PAN）とCTMの間の交換関係、すなわち前者による統制と利益分配、後者による支持・追従と利益実現である。ここではこの交換関係をコーポラティズムと規定し、コーポラティズムが改革に与えた影響と改

革過程でコーポラティズムに生じた変容に焦点をあてた。

まず、明らかになったのは、メキシコの労働の柔軟化は団体協約の変更と労働団体による新しい労働倫理の受容をとおして既成事実化したのが、その過程はPRI体制下で構築されたコーポラティズムの遺制に多くを負っていたことである。すなわち、1980年代に政府によって用いられた抑圧的手段は労働運動を統制するための既存の制度や慣行に依拠するものであり、1990年代の政労使の合意をとおしてCTMの行動を制約する手法は、旧来のコーポラティズムの慣行でもあった。

新自由主義戦略への転換によって政府とCTMの利害は対立し、改革を進める政府にとってCTMは抵抗勢力となった。しかし、政策課題実現のために広く労働者の支持を必要とする政府と、政府への追従によって新たな潮流の周縁部に追いやられることなく、少しでも既得権益を守ろうとするCTMの現実主義が、両者の関係をつなぎとめた。CTMがこの関係から新たに得られる利益はなく、既得権も削減傾向にあるが、政労使から構成される委員会や議会での代表権、労組の団体交渉権はCTMの存続にとって決定的である。要するに、この交換関係は、そこから新たに何かが生み出されることのない、形骸化したコーポラティズムとでもいうべきものであった。しかし、政府もCTMも短期的目的のためにその遺制にしがみついたのである。このような視点から労働法改正論議をみると、PRI、PAN両政権下での改正の先送りは、CTMに対する配慮、すなわちきわめて消極的な利益供与であったと捉えることもできる。改正案は、ボス支配の強いCTMにとっては致命的ともいえる組合内民主主義条項を含んでいたからである。

サリーナス、セディージョ、フォックス政権の経済方針とより近い立場にあったのはCTMではなく独立系UNTである。しかし、UNTは労働運動の自立性、脱党派性を主張し、政府・労働団体のコーポラティズム関係の終焉を求めてきた。したがって、政府はUNTに全面的な支持を求めることはできず、かといって労働運動の自立性を大幅に容認するわけにもいかない。一方、CTMにとってUNTは自らの優位性を脅かす存在でもある。このような政府、

CTM, UNTの間にある方向性のズレあるいはネジレが政府とCTMを接近させたと考えられる。

また年金改革に関しては, グローバリゼーションの要請に対応した改革ではあったが, 労働の柔軟化に起因する新たなリスク構造(雇用の不安定性, 適正さを欠く賃金水準など)を見据えたものではなかったといえよう。リスクに対しては職業訓練, 技能研修プログラムが実施されているだけである。現実問題よりも過去の遺産に執着するCTMに, 新たなリスクに向けたイニシアティブを期待することはできないし, その能力もない。1980年代の経済自由化改革の初期段階では労働統制の手段として, あるいは労働団体からの支持獲得のために機能したコーポラティズムも, 新たなリスクやニーズに対しては無関心, 無力である。またUNTにも新たな課題に取り組む気配はみられない。労働運動の多極化は個別の利益実現にとっては望ましいが, 他組織との協力を困難にする傾向がある。リスク補償を実現するためには, 非正規雇用の利益をも代表する労働運動の出現と, PRI-CTM, PAN-CTMといった過去のコーポラティズムの残滓を一掃した新たな政労関係の構築が必要となろう。

〔注〕

- (1) 1982年に1155社を数えた国営企業は1988年には412社となり, 平均関税率も1985~88年に23.5%から11.0%へと低下した(Madrid [2003: 80])。
- (2) CT加盟団体には, CTMのほかにメキシコ労働者地域連合(CROM), 労働者農民革命連合(CROC), 国家公務員組合連合(FSTSE), 教育労働者組合(SNTE), 連邦区公務員組合(SUTGDF)などがある(Alexander and La Botz [2003])。
- (3) COPARMEXは1929年に設立された任意団体で, 現在3万6000人の会員を擁する(<http://www.coparmex.org.mx>)。一方, CCEは1976年に経営者セクターを代表し自由な企業活動を推進することを目的として創設され, 国内の主要産業の経営者団体であるCONCAMIN, CONCANACO, COPARMEX, ABM(メキシコ銀行家協会), CMHN, AMIS(メキシコ保険協会), CAN(全国農牧業協議会)を正会員とする経営者団体の頂上団体ともいべき組織である。
- (4) 2003年メーデーに鉄道労組, CROCの指導者は労働法改正に賛成を, 鉱山労組指導者はいかなる修正にも反対することを表明した(Aguilar y Vargas[2006:

- 194])。このことからCT内に合意がなかったことがうかがえる。
- (5) メキシコでは組合ボスをチャロ (charro), その支配をチャリスモ (charrismo) と呼ぶ。非民主的なボス支配は, CTMでフィデル・ベラスケスが1940年来1997年まで書記長として君臨したにも表れている。その後継者ロドリゲス・アルカイネは電気労組出身で下院議員を3期, 上院議員を2期務めた経歴をもつが, 就任時に78歳の高齢であり (Musacchio [2002: 356]), 2005年に死去した。そしてその後継者には連邦区労組のガンボア・パスコエ78歳が選出された。
- (6) サリーナスは大統領就任直後に, 1988年選挙で野党支持に回った石油労組に軍を派遣し, 銃撃戦の末にリーダーを逮捕するという強行手段に訴えて, 反抗的労組指導者に対して対決姿勢を鮮明にした。
- (7) スト件数は, デラマドリ政権期573件, サリーナス政権期407件, セディージョ政権期192件と減少した (La Botz [2004])。メキシコではスト権が保障されているが, 政労使の代表から構成される労働調停仲裁委員会はその行使を制限してきたので, スト件数の減少が労働者の不満の減少を意味しているわけではない。しかし, 1995年には7509件の申請に対して実行されたのは148件, 1995年は7509件中93件, 2000年は8282件中わずか22件で, この数値からみても, 労働側が実力行使に訴えて政府・経営者と対立するよりも妥協を選択したことは明らかである (Aguilar y Vargas [2006: 105-106])
- (8) 作業部会には経営側からはCCE, CONCAMIN, COPARMEXが, 労働側からはCTM, CROC, CROM, 銀行労働者連合, そのほかCT加盟団体, そして連邦政府が参加した (Aguilar y Vargas [2006: 102])
- (9) 新しい労働文化のための協定の骨子は以下のとおりである。
- ① 給与労働者の評価および物質的, 社会的, 文化的ニーズの充足による尊厳の保障
 - ② 利用可能な資源の合理的利用と変化の予見と変化への適応による雇用の維持・拡大
 - ③ 個人, 企業内集団の生産性, 競争力の向上に資する正当な水準の報酬の供与
 - ④ 労働者および企業の技能水準の恒常的・体系的促進
 - ⑤ 労使調和のための対話・協調の促進 (Aguilar y Vargas [2006: 102-103])
- (10) 労働生産性の向上が顕著な分野は, セメント (56.9%増), 鉄鋼 (47.3%増), 製糖 (47.2%増), プラスチック樹脂・合成繊維 (41.3%増), 自動車 (40.6%増), 機械・電気機器(39.6%減), アルコール飲料(8.3%減) などであった (Dussel Peters [2004: 131])
- (11) 短期雇用とは中断せずに12日間労働したもの, あるいは1人の使用者のために2ヶ月間に中断しながら30日間労働したものを指す (Poder Ejecutivo Federal [2000])

- (12) レジーニは労働の柔軟性を①数量的柔軟性（需要に対する労働者数の即応性）、②職務上の柔軟性（労働力を再編する能力）、③賃金の柔軟性（賃金体系を変更する自由度）、④時間的柔軟性（労働時間数の変更による労働量の調整）に分類する（レジーニ [2000: 18-19]）。本稿で統計的に実証できたのは①のみであるが、労働規範合意や労働法改革案などからみて、ほかの柔軟化も進んでいることが推測できる。
- (13) メキシコの社会保険制度は民間組織労働者を対象としたIMSS（1943年発足）と国家公務員を対象とするISSSTE（1963年発足）を中心的機関としているが、そのほか、軍、メキシコ石油公社（PEMEX）、連邦電力委員会（CFE）などの基幹産業にも独自の社会保険制度がある。こうした制度への加入者は人口の60%で、インフォーマル部門労働者、農民には今なお、社会保険は適用されていない。それは、後者の多くにとって経済的に保険料支払いが困難であることに加え、社会保障制度そのものが当初からPRI体制の下で組織労働者に利益を保障し、その見返りとして政治的支持をとりつける機能をもっていたことによる。IMSSは労災、医療、年金（障害・老齢・高齢失業・死亡）、保育所の4部門の保険を扱ってきた。1997年改革以前の年金は賦課方式で、最低500週の拠出によって65歳から受給資格が発生し、退職前5年間の平均賃金にもとづいて受給額が算出された（Solís Soberón y Villagómez [1999: 114]）。
- (14) IMSS年金の財政悪化は、①医療部門への資金流用も含めたそれまでのずさんな運営、②1980年代のインフレと経済危機による基金の目減り、③加入者が退職年齢に達したことによる。また、メキシコの人口の高齢化が予想以上に進んでいることも懸念材料となった。
- (15) INFONAVITの資金運用においてCTMは大きな権限をもち、それは労組をCTMにつなぎとめる重要な資源であった。サリーナス政権期にINFONAVITの改革によってCTMの権限が縮小し、一時的ではあったが、理事長もCTMシンパから財務官僚へと交代したことがあった。そのため、CTMはこの利権だけは死守したかったのである（Burgess [2003: 84-87]）。
- (16) IMSS労組の団体協約は労働者にとって最も寛大な内容をもち、給与の100%を超える年金が受給されたり、既定年齢前から受給されることもあったという（Dion [2006: 72]）。
- (17) 労働運動の対立軸は、まず官製労働運動（CT,CTMなど）と独立系労働運動（UNTなど）の間にあり、後者は前者のコーポラティズム（党派性）、組合内民主主義の欠如などを批判する。しかし、UNTは民主革命党（PRD）と同盟関係を結んだこともあり、党派性をまったくもたないわけではない。第2の争点は、政府の新自由主義政策を支持するか否かである。CT、CTMおよびUNTはそれを支持し、UNTは経営者団体と同様に労使協調の新しい労働文化を提唱しているが、FSM、CIPMなどの独立系運動は反対姿勢をとり、とくにFSMは電力民

営化を断固拒否している。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 畑恵子 [1993] 「カルデナスとPRI体制の構築」(新川健三郎・高橋均編『危機と改革』(南北アメリカの500年 第4巻) 青木書店 pp.215-240)。
 [2005] 「メキシコの社会保障制度 その特徴と90年代の改革」(『海外社会保障研究153号』 冬季号 pp.40-50)。
- 細野昭雄 [1998] 「ラテンアメリカ企業社会の変貌」(堀坂浩太郎ほか編『ラテンアメリカ民営化論』 日本評論社 pp.1-24)。
- 古田島秀輔 [1998] 「メキシコの民営・民活化」(堀坂浩太郎ほか編『ラテンアメリカ民営化論』 日本評論社 pp.105-143)。
- レジーニ, マリーノ [2000] 「労働市場規制のディレンマ」(イエスタ・エスピナンデルセン / マリーノ・レジーニ編 < 伍賀一道ほか訳 > 『労働市場の規制緩和を検証する』 青木書店 pp.12-33)。
- 労働政策研究・研修機構 [2003] 「メキシコ」(日本労働協会編『海外労働時報』 増刊号No.336 <http://www.jil.go.jp>, 2006年2月1日閲覧)。
 [2005] 「海外労働情報 メキシコ連邦労働法改正の動き」(<http://www.jil.go.jp>, 2006年2月1日閲覧)。
- 谷洋之 [2001] 「メキシコ社会保険公社(IMSS)改革 年金制度を中心に」(宇佐見耕一編『ラテンアメリカ福祉国家序説』 アジア経済研究所 pp.182-208)。

< 外国語文献 >

- Adams, Paul S. [2004] "Corporatism in Latin America and Europe," in Howard J. Wiarda ed., *Authoritarianism and Corporatism in Latin America-Revisited*, Gainesville: University Press of Florida.
- Aguilar García, Javier y Reyna Vargas Guzmán [2006] *La CTM en el periodo de la globalización: Del sexenio de Carlos Salinas al gobierno de Vicente Fox*, México, D. F.: Universidad Autónoma del Estado de México.
- Alexander, Robin and Dan La Botz [2003] "Mexico's Labor Law Reform," *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.8, No.4, April.
- Angeles Pozas, María [1996] Flexible Production and Labor Policy: Paradoxes in the Restructuring of Mexican Industry," in Laura Randall ed. *Changing Structure of Mexico*, New York: M. E. Sharpe, pp.137-144.

- Bertranou, Julián [1998]“ Mexico: The Politics of the System for Retirement Pensions,” in Maria Amparo Cruz-Saco and Carmelo Mesa-Lago eds., *Do Options Exist ?* Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Burgess, Katrina [2003]“ Mexican Labor at a Crossroads,” in Joseph S. Tulchin, and Andrew D. Selee eds., *Mexico’s Politics and Society in Transition*, Boulder: Lynne Rienner, pp.73-107.
- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) [2000] *Estudio Económico de América Latina y el Caribe 1999-2000*, Santiago de Chile: CEPAL (<http://www.eclac.cl>)
- [2001] *Panorama social de América Latina*, Santiago de Chile: CEPAL (<http://www.eclac.cl>)
- [2002] *Estudio Económico de América Latina y el Caribe 2000-2001*, Santiago de Chile: CEPAL (<http://www.eclac.cl>)
- [2004] *Panorama social de América Latina*, Santiago de Chile: CEPAL. (<http://www.eclac.cl>)
- [2005] *Estudio Económico de América Latina y el Caribe 2004-2005*, Santiago de Chile: CEPAL (<http://www.eclac.cl>)
- Dávila Capellaja, Enrique Rafael [1997]“ Mexico: The Evolution and Reform of the Labor Market,” in Sebastian Edwards and Nora Claudia Lustig eds., *Labor Market in Latin America*, Washington: Brookings Institute, pp.292-327.
- De la Garza Toledo, Enrique [2004]“ Manufacturing Neoliberalism: Industrial Relations, Trade Union Corporatism and Politics,” in Gerardo Otero ed., *Mexico in Transition: Neoliberal Globalism, the State and Civil Society*, London and New York: Zed Press, pp.104-120.
- Dion, Michelle [2006]“ Globalización, democratización y reforma del sistema de seguridad social en México, 1988-2005,” *Foro Internacional*, Vol. XLVI Núm.1, enero-marzo, pp.51-80.
- Dussel Peters, Enrique [2004]“ Who Reaps the Productivity Growth in Mexico? Convergence or Polarization in Manufacturing Real Wages, 1988-99,” in Gerardo Otero ed., *Mexico in Transition: Neoliberal Globalism, the State and Civil Society*, London and New York: Zed Press, pp.104-120.
- El Universal [2005]“ Crecerá demanda de empleo eventual,” 19 de septiembre (<http://www2.eluniversal.com.mx>)
- González Rosetti, Alejandra [2004]“ Change Teams and Vested Interests: Social Security Health Reform in Mexico,” in Robert Kaufman and Joan M. Nelson eds., *Crucial Needs, Weak Incentives: Social Sector Reform, Democratization in Latin America*, Washington: Woodrow Wilson Center, pp.65-92.

- Grayson, George W.[2004] Mexico's Semicorporatist Regime, "in Howard J. Wiarda ed., *Authoritarianism and Corporatism in Latin America - Revisited -*, Gainesville: University Press of Florida, pp.242-255.
- IFE (Instituto Federal Electoral) <http://www.ife.org.mx/portal/site/ife>
- INEGI (Instituto Nacional de Estadística Geografía e Informática)
<http://www.inegi.gob.mx>
- La Botz, Dan [1997] " Mexican Labor Year in Review: NAFTA Three Years Later, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.2, No.1, January 7.
- [1998] " Mexico's Labor Year in Review:1997, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.3, No.1, January 2.
- [1999] Mexico's Labor Year in Review: Admist Continuing Decline of Official Unions, UNT Emerges as Alternative Pole, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.4, No.1, January 1.
- [2000] " Mexican Labor Year in Review:1999, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.5, No.1, January 16.
- [2001] " Mexico's Labor Year in Review 2000: The End of the System, the Beginning of the Future, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.6, No.1, January.
- [2002] " Mexico's Labor Year in Review: 2001 Political Disappointment, Economic Crisis, and There Turn to Struggle, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.7, No.1, January.
- [2003] " Mexico's Labor Year in Review: 2002 Year of Frustration, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.8, No.1, January 15.
- [2004] " Mexican Labor Year in Review, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.3, No.1, January 2.
- [2005] " Mexico's Labor Year in Review: 2004 Labor Starting Fast, Stepping Forward, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.10, No.1, January.
- [2006] " Mexican Labor Year in Review: 2005, " *Mexican Labor News and Analysis*, Vol.11, No.1, January.
- La Jornada [2005] " Eventuales, 3 de cada 4 empleos formales, " 2 de septiembre (<http://www.jornada.unam.mx>)
- Ley Federal del Trabajo* [2006] México, D. F., Ediciones Luciana, 13ed.
- Madrid, Raúl L. [2003] " Labouring against Neoliberalism:Unions and Patters of Reform in Latin America, " *Journal of Latin America Studies*, No.35,pp.53-88.
- Middlebrook, Kevin L. [1995] *The Paradox of Revolution: Labor, the State and Authoritarianism in Mexico*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Murillo, Maria Victoria[2001] *Labour Unions, Partisan Coalitions and Markets Reform*

- in Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Musacchio, Humberto [2002] *Quién es quién en la política mexicana*, México, D. F.: Plaza Janes.
- OIT (Organización Internacional del Trabajo) [2006] *Panorama laboral 2006* (<http://www.ilo.org/global/lang-es/index.htm>)
- Poder Ejecutivo Federal [1989] *Plan nacional de desarrollo 1989-1994*, México, D. F.: Secretaría de Programación y Presupuesto.
- [1995] *Plan nacional de desarrollo 1995-2000* (<http://www.presidencia.gob.mx>)
- [2000] *El sexto informe de gobierno de Ernesto Zedillo* (<http://www.presidencia.gob.mx>)
- [2001] *Plan nacional de desarrollo 2001-2006* (<http://www.presidencia.gob.mx>)
- [2004] *El cuarto informe de gobierno de Vicente Fox* (<http://www.presidencia.gob.mx>)
- [2006] *El sexto informe de gobierno de Vicente Fox* (<http://www.presidencia.gob.mx>)
- Prud'homme, Jean-François [1998] " Interest Representation and the Party System in Mexico, " in Philip D.Oxhorn and Graciela Ducatenzeiler eds., *What Kind of Democracy? What Kind of Market?* University Park: Pennsylvania State University, pp.169-192.
- Román, Richard and Edur Velasco Arregui [2001] " Neoliberalism, Labor Market Transformation and Working-Class Responses, " *Latin American Perspectives*, Issue119, Vol.28, No.4. July, pp.52-71.
- [2006] " The State, the Bourgeoisie and the Unions: The Recycling of Mexico's System of Labour Control, " *Latin American Perspectives*, Issue147, Vol.33, No.2, March, pp.95-103.
- Solís Soberón, Fernando y F. Alejandro Villagómez comps.[1999] *La seguridad social en México*. México, D. F.: CIDE, CONSAR, Fondo de Cultura Económica.
- STPS (Secretaría de Trabajo y Previsión Social) [2002] " Propuesta de modificación de la Ley Federal del Trabajo, títulos primero a séptimo " (<http://www.stps.gob.mx>)
- Silvent, Carlos. coordinador [2002] *Partidos políticos y recesos electorales en México*, México. D. F., Facultad de Ciencias Políticas y Sociales, UNAM, M. A. Porrúa.
- Teichman, Judith A. [2001] *The Politics of Freeing Markets in Latin America: Chile, Argentina and Mexico*, Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press.

Zapata, Francisco [1996]“ Mexican Labor in a Context of Political and Economic Crisis, ” in Laura Randall ed., *Changing Structure of Mexico*, New York: M. E. Sharpe, pp.127-136.

[1998]“ Trade Unions and the Corporatist System in Mexico, ” in Philip D. Oshorn and Graciela Ducatenzeiler eds., *What Kind of Democracy? What Kind of Market?* University Park: Pennsylvania State University, pp.151-167.

[2006]“ La negociación de las reformas y la ley federal del trabajo (1989-2005), ” *Foro Internacional*, Vol. XLVI Núm.1, enero-marzo, pp.81-102.